

中国ビジネス Q&A 中国における幹部・従業員による不正行

Q 近年、外国企業が中国国内に設立した会社においては、本国と中国との経営環境の差異、経費削減のため本国駐在員を減員したことによる管理の希薄化、利益を優先し社内の不正防止を重視しない管理体制といったいくつかの要因により、中国現地会社における幹部・従業員の不正行為が多発しており、日本企業もその例外ではありません。中国の法令は、会社法や刑法などの改正を経て、これらの行為をより厳しく規制するようになり、場合によっては、その自然人たる行為者のみならず、これらの者が所属する会社も処罰の対象とされます。このような状況の下、会社においては幹部・従業員による不正行為の防止について、どのような対応策を講ずるべきでしょうか。

A 実務上多発する不正行為としては、商業賄賂、職務上横領、自己取引などが挙げられ、それぞれの成立要件や侵害結果は異なりますが、調査・処理の方法は基本的に共通しています。以下、これら主要な3つの不正行為を対象に、その概念や成立要件、法的責任のほか、そして対応策について解説します。

1. 各種不正行為の概念・要件

(1) 商業賄賂

① 概念

不正競争防止法7条により、商業賄賂とは、事業者が取引機会または競争上の優位地位を取得するために、特定の主体に対して財物またはその他の手段で賄賂を提供することを指します。換言すれば、商業賄賂行為は、商業社会において、商業上の利益を取得する目的をもって、特殊な職権、権力や地位がある対象者に対する利益供与行為となり、実務において、商業賄賂の対象は、国家公務員以外に、民間企業従業員も含まれます。

商業賄賂の手段は、大別すると「財物」と「その他の手段」の2つがあり、前者の「財物」には、現金、持分・株式や高価なたばこ、酒、装身具などの貴重品のほか、「販促費、宣伝費、スポンサー費、労務費、コンサルティング費、コミッション」といった各種名目を利用して真実の目的を隠した金銭的支払、さらに各種費用を精算する方法で相手方に供与される経済的利益も含まれます。後者の「その他の手段」については、国内外の旅行、海外視察、住宅の提供、低金利または無利息での貸付け、家屋の内装工事、プリペイド式会員カード、商品券の提供といった財産的利益だけでなく、就職・昇進の機会の提供、戸籍・ビザ取得への協力、子女の教育上の便宜などの非財産的利益も商業賄賂と認定されるおそれがあります。

② 法的責任

	民事責任	行政責任	刑事責任
対象者	企業および従業員	基本的には企業	企業および従業員
内容	損害賠償、契約無効など	違法所得の没収、過料、営業許可の取消しなど	企業：財産刑 従業員：自由刑および財産刑

不正競争防止法7条によると、従業員の商業賄賂行為は、企業の商業賄賂行為と認定するとされていますが、企業が証拠をもって、当該従業員の行為が企業のための取引機会または競争上

の優位性の取得と無関係であることを証明したときは、その限りではありません。したがって、実務上、企業における効果的な商業賄賂教育・防止の制度の有無、企業による意思決定手続の有無、取引機会または競争上の優位性の取得またはその目的の有無は、法執行機関が処罰決定を下す際に考慮する重要な要素になっています。

(2) 職務上横領

① 概念

職務上横領とは、企業の幹部や従業員が職務上の便宜を利用して、企業の財産を不法に自己の財産とする行為をいいます。会社法181条は、董事・監事・高級管理職に対して、次に掲げる行為を職務上横領行為として明確に禁止し、刑法271条も職務上横領罪を定めています。

- 会社の財産を横領し、または会社の資金を流用すること
- 自己またはその他個人の名義で開設した口座に会社の資金を預け入れること
- 職権を利用してその他不法な収入の供与または收受すること
- 他人と会社との取引の手数料を自己のものとして受け取ること

実務上、架空の領収書や私的な領収書などを利用した不当な経費精算、取引文書の偽造や架空取引などの不正会計によって企業の資金を着服した場合も職務上横領が成立します。例えば、会社から接待費用を精算する権限を与えられた従業員がその権限を濫用し、領収書の偽造や金額の改ざんおよび支払証明書の重複利用により不正に精算を行い、54万人民元あまりを取得したという事件において、管轄裁判所は、当該従業員が職務上の便宜を利用して会社の財産を不法に自己の財産にしたと認め、職務上横領罪として当該従業員を懲役1年4月、執行猶予1年4月、罰金6万人民元に処するものとなりました。

② 法的責任

会社法は、董事、監事または高級管理職が職務上横領により得た収益は、企業の所有としなければならず、企業や株主に損害が生じた場合には、これらの者が損害賠償責任を負うと定めてい

為のリスクと対応

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)
中国弁護士、中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇

ます。また、不正会計などによって会計法に違反したときは、行政処罰となる可能性もあります。さらに、職務上横領罪が成立した場合には、その情状に応じて拘留または有期もしくは無期懲役のほか罰金も科されます。

(3) 自己取引

① 概念

自己取引とは、自己を相手方とする会社との取引をいいます。会社法 182 条は、董事会または株主会の決議を経ない限り、董事、監事もしくは高級管理職本人のほか、これらの者の近親者、これらの者もしくはその近親者が直接・間接的に支配する企業、これらの者と関連関係を有する関係者において、企業と契約を締結し、または取引を行うことを禁止しています。さらに、刑法改正案(十二)は、親類・友人不法図利罪の行為者を、従来の「国有の会社・企業または事業単位の従業員」から「その他会社または企業の従業員」、すなわち民営企業の従業員にまで拡張しました。

② 法的責任

会社法は、董事、監事または高級管理職が自己取引により企業や株主に損害を与えたときは、損害賠償責任を負わなければならないと定めており、さらに、親類・友人不法図利罪が成立するときは、その情状に応じて拘留もしくは有期懲役と罰金が併科され、または罰金が単科されます。

2. 不正行為への対応策

(1) 発見

不正行為の発見は、それに対応するための要点であり、一般に次の3つの方法が挙げられます。

① 定期的な社内検査

企業自身による定期的な各種文書の精査により、法律や社内規程への違反の有無を確認します。また、従業員に対する匿名アンケート調査やヒアリングなどを通じて、疑わしい不正行為の有無を確認することができます。さらに、物理的に距離のある日本本社から中国現地の状況を把握することは困難であるため、日本本社が定期的に現地に赴いて検査を行うことも考えられます。

② 内部通報制度の確立

検査では判明しなかった幹部・従業員個人の不正行為が、内部通報窓口の設置によって発見に至った事例もよく見受けられます。企業においては、専用のメールボックスその他通報先を開設し、通報対応専門窓口または専門の担当者を設けるとともに、さらに通報者への奨励および個人情報保護の措置も拡充して、内部通報制度の機能を十分に発揮させることが提案されます。

③ 外部通報手段の確保

同業企業との提携や取引先企業との定期的な連絡などを通じて、企業が自社の幹部・従業員の業務を監督することもできます。また、外部通報窓口の設置により、外部関係者からの通報に基づいて不正行為を発見する方法も考えられます。外部通報窓口は、

匿名性が担保され、専門性の高い対応も可能なことから、関係する企業と外部関係者が安心して通報を行うことができます。

(2) 調査

不正行為の調査は、社内不正調査チームの結成から始まり、これにより初めて、調査・対処方針の検討、行動計画の策定、情報の収集および調査の実施が可能となります。調査の具体的手段としては、関係文書・資料の検索・確認、周辺情報の収集、関係者ないし調査対象者本人へのヒアリングなどが挙げられ、調査の結果は、通常、調査報告書に取りまとめます。なお、調査過程においては、通報者の情報を開示しないこと、合法かつ合理的な方法により、必要な範囲において証拠を収集する点に注意する必要があります。

(3) 処理

不正行為の処理にあたっては、まず、当該行為に関与した者およびその監督者の責任の有無について判断します。そのうえで、調査報告書に基づき不正行為の違法性・悪質性、取引や会社のレピュテーションへの影響を考慮したうえ、和解、懲戒解雇、損害賠償の請求、刑事告発など処理の方法を決定します。ここで注意すべきは、幹部・従業員の職務の調整、減給、懲戒解雇などを行う際には、できる限り労使間の紛争へと発展しないよう、法令および社内規程上の根拠に基づいて適切に進める必要があります。

(4) 予防

不正行為の予防は、禁止規定、処理・処罰規定、防止マニュアルといった不正行為に対する管理規範を確立することがその基礎となります。また、担当部署の設置、責任者の明確化、定期検査をはじめとする社内監督管理の強化、外部専門家による検査など、不正行為に対するガバナンス体制の構築が管理規範の効果的な実行を確保するために必要となります。さらに、研修を通じた従業員の知識の会得、防止策・対応策の周知徹底、不正行為に関する事案の共有、解説など不正行為の防止を目的とした教育活動も、社内全体の不正行為防止の雰囲気醸成のために不可欠となります。

3. おわりに

日本本社が中国現地の不正の手段を熟知することは難しく、中国に派遣された管理職と中国現地の営業職との間で管理に関する理念と経営の実務が異なることから、日本本社による監査・管理の基準が寛容になる傾向があり、中国現地会社は不祥事や不正行為が生じやすい環境に陥りやすい状況にあります。したがって、日本本社としても、中国現地会社を含むグループ全体の管理体制を全面的に検査したうえ、必要に応じて管理体制の再構築を行うことも考えられます。また、不正行為に対応する過程においても多種多様な問題が生じやすいため、外部専門家の協力を求めることも提案されます。